

山形県体育館及び山形県武道館

施設概要

令和3年10月

山形県教育庁

目 次

I 施設の概要	
1 施設の設置目的	1
2 施設の概要	1
II 使用料等	
1 使用料の上限額	2
2 使用料の免除基準	5
III 施設の利用時間	
1 利用時間	6
2 休業日	6
IV 利用及び収入実績	6
V 管理の状況	
1 管理業務の実績	7
2 光熱水費等の実績	7
3 行政財産の目的外使用許可	8
4 施設及び設備等修繕費	8

別紙

- ・ 施設設備の概要
- ・ 山形県体育施設条例

I 施設の概要

1 施設の設置目的

山形県体育館及び山形県武道館は、体育の普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため設置された施設です。

2 施設の概要

位置	: 山形市霞城町1番2号
施工	: 昭和40年4月
竣工	: 昭和41年6月(小競技場 昭和46年12月、武道館 昭和42年10月)
開館	: 昭和41年7月
敷地面積	: 13,027.00 m ²
建物面積	: 5,380.86 m ²
延床面積	: 9,389.86 m ² (体育館 主競技場 6,980.04 m ² 小競技場 905.55 m ² 、武道館 1,504.27 m ²)
建物構造	: 体育館 主競技場 鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階 小競技場 鉄骨平屋造 武道館 鉄筋コンクリート造、地上3階
暖房	: 熱風発生機、ボイラー
給水	: 市上水道
排水	: 公共下水道
重油タンク	: 4.5 kℓ×1 0.5 kℓ×1
収容人員	: 主競技場 5,320名(固定席 2,320名、移動集会用席 3,000名) 武道館(合宿所収容人員) 60名
施設内容	: 体育館(主競技場) バスケットボール2面、バレーボール3面(練習4面)、バドミントン10面、卓球18面(練習21面)、テニス2面、ハンドボール1面、ボクシング、剣道、柔道、フェンシング 会議室、本部室、託児室、更衣室(男・女ロッカー付)、シャワー室(男・女)、舞台・照明・音響設備、 (小競技場) バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4～6面、卓球10面、テニス1面、ボクシング、フェンシング 武道館 柔道場2面、剣道場2面 合宿所施設: 収容60名 和室30畳1室、宿泊室2室(14ベッド) 指導員室2室、食堂、浴室等

Ⅱ 使用料等

1 使用料

次の表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとします。

1 施設						
(1) 山形県体育館						
名称	区分				金額	
主 競 技 場	全部（ステージを含む）を 単独で使用 する場合	アマチュアスポーツに使用 する場合	入場料金を領収 しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,860円	
				上記以外の場合	1時間当たり 3,730円	
			入場料金を領収 する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 3,730円	
				上記以外の場合	1時間当たり 7,460円	
		アマチュアスポーツ以外の 用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 19,860円	
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 79,850円	
	半面を単 独で使 用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 920円		
		上記以外の場合		1時間当たり 1,840円		
	上記以外 の場合	児童等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後 1時から午後5時まで及び 午後6時から午後9時まで それぞれ1人1回につき 60円		
		生徒等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後 1時から午後5時まで及び 午後6時から午後9時まで それぞれ1人1回につき 110円		
上記以外の場合		午前9時から正午まで、午 後1時から午後5時まで及 び午後6時から午後9時 までそれぞれ1人1回につき 230円				
小 競 技 場	全部を単 独で使 用する 場合	アマチュアスポーツに使用 する場合	入場料金を領収 しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 920円	
				上記以外の場合	1時間当たり 1,840円	
			入場料金を領収 する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,840円	
				上記以外の場合	1時間当たり 3,690円	
		アマチュアスポーツ以外の 用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 10,080円	
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 40,330円	
上記以外 の場合	児童が使用する場合		午前9時から正午まで、午後 1時から午後5時まで及び 午後6時から午後9時まで それぞれ1人1回につき 60円			

施設概要

	生徒が使用する場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時まで それぞれ1人1回につき 110円
	上記以外の場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時まで それぞれ1人1回につき 230円

(2) 山形県武道館

名称	区分			金額	
武道館 又は 剣道場	全部を単 独で使 用する 場合	アマチュアスポーツに使用 する場合	入場料金を領収 しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 上記以外の場合	1時間当たり 660円 1時間当たり 1,330円
			入場料金を領収 する場合	児童生徒等のみが使用する場合 上記以外の場合	1時間当たり 1,330円 1時間当たり 2,680円
		アマチュアスポーツ以外の 用途に使用する場合		入場料金を領収しない場合	1時間当たり 3,910円
				入場料金を領収する場合	1時間当たり 7,830円
	上記以外 の場合	児童等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時まで それぞれ1人1回につき 60円	
		生徒等が使用する場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時まで それぞれ1人1回につき 110円	
上記以外の場合		午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時まで それぞれ1人1回につき 230円			

2 設備

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
合宿所	1人1泊につき	児童生徒等が使用 する場合	370円
		上記以外の場合	500円
会議室	1時間につき	280円	730円
ステージ	1時間につき	390円	730円
温水シャワー	1人1回につき	170円	320円

放送設備	1時間につき	460円	1,240円
電光表示板	1組1時間につき	770円	2,050円
ピアノ	1時間につき	280円	980円

3 電気消費及び暖房使用に係る加算額

区分		使用の単位	加算額		
電気	山形県体育館	全館灯（小競技場及び会議室以外の部分の全灯使用をいう。）	1時間につき	4,260円	
		主競技場	全灯使用	1時間につき	2,550円
			4分の1灯を超え2分の1灯以下使用	1時間につき	1,270円
			4分の1灯以下使用	1時間につき	630円
			換気	1時間につき	1,590円
		ステージ	1時間につき	630円	
		小競技場	1時間につき	160円	
	山形県武道館	柔道場	1時間につき	100円	
		剣道場	1時間につき	100円	
	会議室	1時間につき	40円		
暖房	山形県体育館主競技場	1時間につき	10,130円		
	合宿所	1人1泊につき	250円		
	会議室	1時間につき	440円		

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。
- この表により使用料の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 施設等の使用に当たり電気を消費し、又は暖房を使用する場合は、第1項又は第2項の表に掲げる額に第3項の表に掲げる額を加算した額とする。
- 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、第2項の表に掲げる額に300円を加算した額とする。

2 使用料の免除基準

現在の使用料免除の基準は次のとおりです。

減免の対象	減免する利用料	減免額
(1) 次に掲げる各種講習会、競技会及び練習会等に使用する場合 ① 別表Ⅰに該当する場合 ② 別表Ⅱに該当する場合	体育施設条例に定める利用料 (合宿にかかる利用料を除く)	全 額
(2) 山形県が主催する事業等に使用する場合		
(3) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に規定するもので組織する団体が主催する県レベル以上の競技会等に使用する場合		
(4) 障がい者及びその付添人（障がい者1名につき1名）が使用する場合（各施設の全部又は一部を単独で使用する場合を除く）		

(注)・ 上記表中(1)又は(2)に該当する場合は、「実施要項」を減免申請書に添付すること。

- ・ 上記表中(2)の「山形県」とは、知事部局・県教育委員会・県公安委員会・県議会・病院事業局・企業局及び各行政委員会をいう。
- ・ 上記表中(3)に該当する場合は、県が発行する証明書等を減免申請書に添付すること。
- ・ 上記表中(4)に該当する場合は、申請時に受付窓口において障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を提示すること。

別表Ⅰ

講習会名	主催者
・地域・職場スポーツ指導者講習会	山形県教育委員会
・スポーツクラブ指導者講習会	〃
・高等学校体育実技指導者講習会	〃
・中・高運動部活動指導者講習会	〃
・学校体育実技（武道）認定講習会	〃
・山形県指定競技団体ジュニア強化合宿事業	〃

別表Ⅱ

大会名	主催者
・国民体育大会	文科省・県・日体協
・全国高等学校総合体育大会	文科省・県教委・県高体連
・全国中学校選抜競技大会	文科省・県教委・県中体連
・東北総合体育大会	県教委・県体協
・東北高校選手権大会	県教委・県高体連・競技団体
・東北中学校競技大会	県教委・県中体連・競技団体
・国民体育大会山形県予選会兼東北総合体育大会県予選会	県教委・市町村教委・県体協
・山形県高等学校総合体育大会	県教委・県高体連・県体協
・山形県定時制高等学校総合体育大会	県教委・県高体連・県体協
・山形県高等学校新人体育大会	県教委・県高体連・県体協
・山形県中学校総合体育大会	県教委・県中体連・県体協
・山形県中学校新人体育大会	県教委・県中体連・県体協
・県民スポーツフェスティバル	県教委・県体協・市町村教委他
・山形県身体障害者スポーツ大会	県・県身障者福祉協会他

Ⅲ 施設の利用時間

1 利用時間

午前9時から午後9時まで

ただし、日曜日にあつては、午前9時から午後5時までとすることができます。

なお、現在は日曜日でも午前9時から午後9時までとなっています。

2 休業日

毎月の第3月曜日（その日が国民の祝日にあたるときはその直後の平日）及び12月29日から1月3日まで

なお、現在は、第3月曜日の休業日については、メンテナンスを行うための休業日とされており、受付等の利用者対応は行われています。

Ⅳ 利用及び収入実績

	施設	区分		令和元年度	令和2年度
		個人 使用	団体 使用		
利用者数 (人)	体育館	個人 使用	小中生	7,290	6,897
			高校生	4,821	3,614
			一般	11,957	13,191
			小計	24,068	23,702
		団体 使用	小中生	25,265	11,944
			高校生	23,998	9,143
			一般	32,383	10,563
			小計	81,646	31,650
	合計		105,714	55,352	
	武道館	個人 使用	小中生	1,637	1,082
			高校生	198	115
			一般	2,387	1,549
			小計	4,222	2,746
		団体 使用	小中生	4,627	4,312
高校生			710	288	
一般			5,177	829	
小計			10,514	5,429	
合計		14,736	8,175		
合計		120,450	63,527		
使用料収入額 (円)				12,606,800	8,279,620

※令和2年度の使用料収入は、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休館や利用制限により減少した。

V 管理の状況

1 管理業務の実績

(単位:円)

科 目	令和元年度	令和2年度	備 考
自家用電気工作物保安管理業務			県費対応
地下受水槽圧力タンク点検清掃	368,500	368,500	体育館
地下受水槽・高架水槽点検清掃			武道館
給水赤水防止処理業務	145,842	147,180	体育館
給水用防錆システム維持管理業務	146,364	147,708	武道館
館内清掃業務	3,924,000	3,924,000	体育館・武道館
一般廃棄物収集運搬業務	117,720	118,800	ごみ処理
可燃物処理業務委託			ごみ処理
雑排水槽清掃	116,640	118,800	武道館
消防用設備関連保守点検業務	606,846	612,414	非常警報設備、消火設備等の保守点検
防火対象物定期点検業務			消防法による点検と消防署への報告
熱風炉点検清掃	358,600	358,600	体育館
暖房・給湯ボイラー点検清掃			武道館
地下重油タンク等点検	176,000	176,000	体育館
ボイラー煤煙量等測定業務	154,000	154,000	体育館
舞台吊物設備保守点検	93,500	93,500	体育館
夜間警備業務	837,120	844,800	館内の夜間機械警備、巡回警備
体育施設賠償保険料	337,390	337,390	
合宿所寝具洗濯料	87,520	0	武道館
移動バスケット台保守点検	540,000	-	3年ごと
自動販売機設置料	30,418	21,962	
AED賃借料	78,480	79,200	2台
券売機賃借料	0	0	1台
合 計	8,118,940	7,502,854	

2 光熱水費等の実績

(単位:円)

科 目	令和元年度	令和2年度
電 気 料	8,864,818	6,822,777
上水道料	2,424,676	1,906,492
下水道料		
重 油	1,013,852	129,580
灯 油	134,981	50,453
プロパンガス	13,269	5,500
軽 油	0	0
ガソリン	0	18,804
合 計	12,451,596	8,933,606

※令和2年度の光熱水費は、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休館や利用制限により減少した。

3 行政財産の目的外使用許可

行政財産目的外使用の許可及び使用料の徴収については、県が行っています。

4 施設及び設備等修繕費

令和元年度	令和2年度
2,607,623 円	1,709,398 円

※ 「Ⅱ 使用料等」、「Ⅳ 利用及び収入実績」、「Ⅴ 管理の状況」における額は、全て消費税及び地方消費税を含む金額である。

施設・設備の概要

1. 体育館

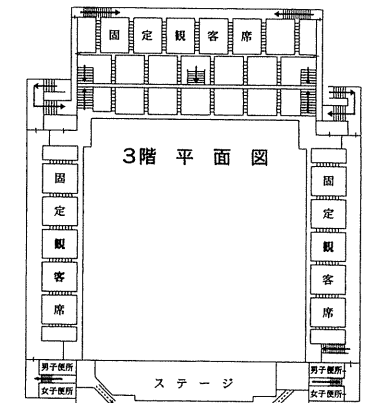
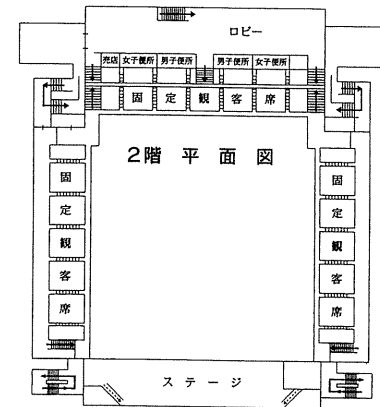
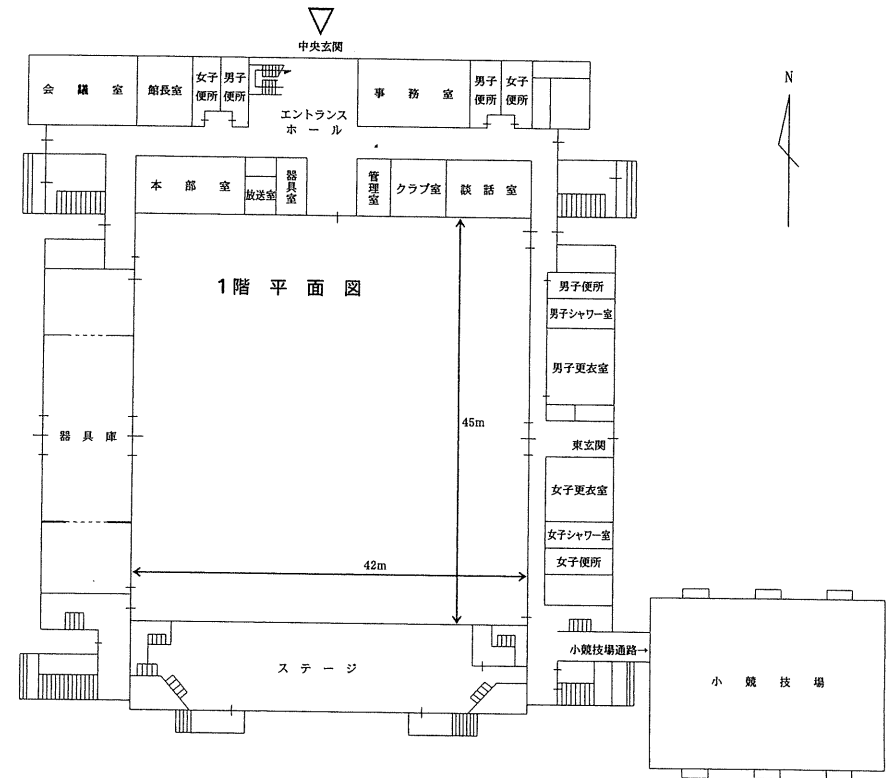
= 主競技場 =

- (1) 敷地面積 13,027.00㎡ (武道館敷地を含む。)
- (2) 建築構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階
- (3) 建築延面積 6,980.04㎡

内訳…	地下	1階	2階	3階
	416.09㎡	4,030.56㎡(うち競技場45m×42m=1,890㎡)	2,036.11㎡	497.28㎡

- (4) 収容人員 5,320名 (2・3階固定観客席2,320名、移動集会用席(競技場) 3,000名)
- (5) 竣工 昭和41年6月30日
- (6) 総工費 3億4,200万円
- (7) 施設内容
 - 競技場 バスケットボール2面、バレーボール3面(練習4)、バドミントン10面、卓球18面(練習21)、テニス2面、ハンドボール1面、ボクシング、剣道、柔道、フェンシング
 - 附属施設 会議室、本部室、更衣室(男・女ロッカー付)、シャワー室(男・女)
- (8) 照明施設
 - 主競技場照明・メタルハライド灯1KW×40灯、高圧ナトリウム灯700W×42灯、沃素灯1KW×24灯、蛍光灯(40W×6本)×48灯
 - 舞台照明・フットライト1列60W×120灯、ボーダーライト2列150W×66灯
- (9) 放送設備
 - アンプ1台・出力200W×2=400W、カセットデッキ1台、CDデッキ、サウンドミキシングアンプ1台、Zスピーカー、天井埋込及び壁掛型その他26台、マイクジャック9カ所、ワイヤレスマイク設備
- (10) 舞台装置
 - 間口28m×奥行9m、高さ7.5m
 - 幕類 水引幕1(手動ウィンチ)、緞帳(電動)、バック幕1(手動ウィンチ)、袖幕2対(固定)、源氏幕1対(手動)、バトン1(手動)

体育館平面図

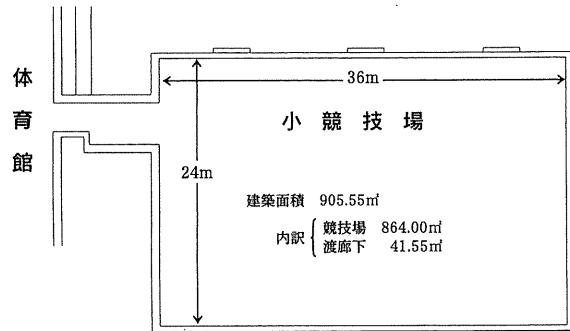


= 小 競 技 場 =

- (1) 建築構造 鉄骨造平屋建
- (2) 建築延面積 905.55㎡ 内訳…

競技場 864.00㎡ (36×24m)	渡廊下 41.55㎡
----------------------	------------
- (3) 竣 工 昭和46年12月31日
- (4) 総 工 費 2,682万円
- (5) 施設内容 バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4～6面、テニス1面、卓球10面、ボクシング、フェンシング
- (6) 照明設備 水銀灯400W×6灯、蛍光灯 (40W×3灯)×36灯

小 競 技 場 平 面 図



2. 武 道 館

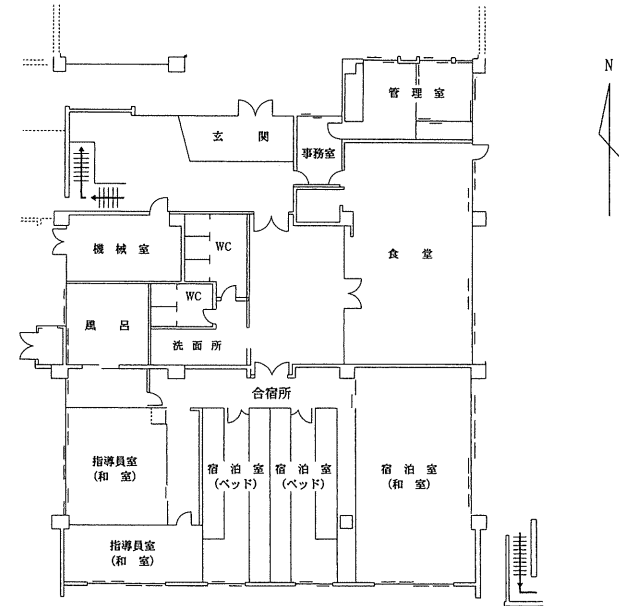
(合宿所も含む)

- (1) 建築構造 鉄骨、鉄筋コンクリート造3階建
- (2) 建築延面積 1,504.27㎡

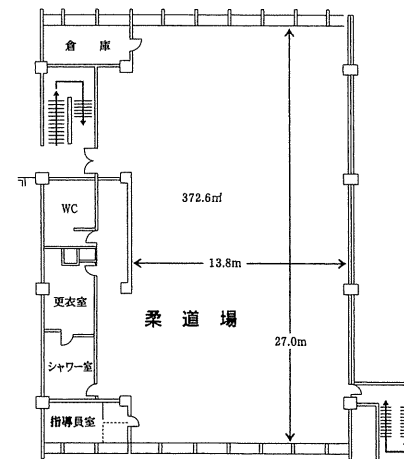
内訳…	1 階	444.75㎡	中2階	22.72㎡
	2 階	518.40㎡ (うち柔道場372.6㎡ 203畳)		
	3 階	518.40㎡ (うち剣道場372.6㎡)		
- (3) 竣 工 昭和42年10月31日
- (4) 総 工 費 6,500万円
- (5) 合宿所施設内容 和室30畳1室、ベッド (14ベッド) 2室、指導員室2室、食堂、浴室等
- (6) 合宿所収容人員 60名

武 道 館 平 面 図

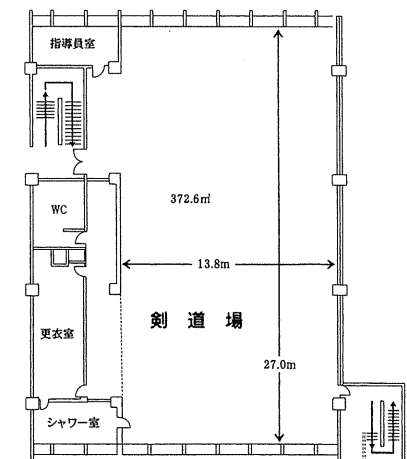
1階 管理室・合宿所



2階 柔道場



3階 剣道場



山形県体育施設条例

(設置)

第1条 体育の普及振興を図り、もつて県民の心身の健全な発達に寄与するため、次の体育施設を置く。

名称	位置
山形県体育館	山形市
山形県武道館	山形市

(使用の許可)

第2条 体育施設の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、県教育委員会の許可を受けなければならない。

2 県教育委員会は、前項の許可に体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第3条 県教育委員会は、施設等の使用目的、使用方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) その他体育施設の管理上適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第4条 県教育委員会は、第2条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りの申請により当該許可を受けたとき。
- (2) 当該許可に付した条件に違反したとき。
- (3) その他体育施設の管理上特に必要があると認めるとき。

(損害賠償等)

第5条 使用者は、体育施設の施設又は設備を汚損し、若しくはき損し、又は滅失したときは、県教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(使用料の徴収等)

第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて県教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が体育施設の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなつたときその他知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者)

第8条 体育施設の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、体育施設の管理を行うものとする。

- (1) 体育施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとすること。ただし、日曜日にあつては、午前9時から午後5時までとすることができる。
- (2) 次に掲げる日以外の日は、休業日としないこと。
 - イ 毎月の第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
 - ロ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) その他体育施設の管理上県教育委員会が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ県教育委員会の承認を受けて体育施設の休

業日を定めるものとする。

- 3 県教育委員会は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休業日を公示するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ県教育委員会の承認を受けて体育施設を臨時に使用させ、又は使用させないことができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育施設の維持管理に関する業務
 - (2) 体育施設の運営に関する業務
 - (3) 第2条第1項の規定による使用の許可に関する業務
 - (4) 第4条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び使用の停止に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し県教育委員会が必要と認める業務
- 2 第8条の規定により指定管理者が体育施設の管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条 第8条の規定により指定管理者が体育施設の管理を行う場合にあつては、使用者は、施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、第6条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年7月8日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年3月18日条例第24号抄)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月26日条例第21号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月17日条例第17号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月19日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
(山形県体育施設使用料条例の一部改正)
- 2 山形県体育施設使用料条例（昭和27年12月県条例第98号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則 (平成21年3月24日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(山形県体育施設使用料条例の廃止)

2 山形県体育施設使用料条例(昭和27年12月県条例第98号)は、廃止する。

(準備行為)

3 体育施設の管理を法人その他の団体であつて県教育委員会が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成26年3月25日条例第60号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日条例第55号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和2年12月22日条例第56号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表

1 施設

(1) 山形県体育館

名称	区分		使用料の額	
主競技場	全部(ステージを含む。)を単 独で使用する 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	入場料金を領 収しない場合 児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,860円
			上記以外の場合	1時間当たり 3,730円
		入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 3,730円
			上記以外の場合	1時間当たり 7,460円
		アマチュアス ポーツ以外の 用途に使用す る場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 19,860円
			入場料金を領収する場合	1時間当たり 79,850円
	半面を単独で 使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 920円
		上記以外の場合		1時間当たり 1,840円
	上記以外の場合	児童等が使用する場合		午前9時から正午ま で、午後1時から午後 5時まで及び午後6時 から午後9時までそれ ぞれ1人1回当たり 60円
		生徒等が使用する場合		午前9時から正午ま で、午後1時から午後 5時まで及び午後6時 から午後9時までそれ ぞれ1人1回当たり 110円
上記以外の場合		午前9時から正午ま で、午後1時から午後 5時まで及び午後6時 から午後9時までそれ		

					ぞれ1人1回当たり 230円
小競技場	全部を単独で 使用する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 920円
				上記以外の場合	1時間当たり 1,840円
		入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,840円	
			上記以外の場合	1時間当たり 3,690円	
	アマチュアス ポーツ以外の 用途に使用す る場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 10,080円	
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 40,330円	
	上記以外の場 合	児童等が使用する場合			午前9時から正午ま で、午後1時から午後 5時まで及び午後6時 から午後9時までそれ ぞれ1人1回当たり 60円
		生徒等が使用する場合			午前9時から正午ま で、午後1時から午後 5時まで及び午後6時 から午後9時までそれ ぞれ1人1回当たり 110円
上記以外の場合			午前9時から正午ま で、午後1時から午後 5時まで及び午後6時 から午後9時までそれ ぞれ1人1回当たり 230円		

(2) 山形県武道館

名称	区分			使用料の額	
柔道場又は 剣道場	全部を単独で 使用する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 660円
				上記以外の場合	1時間当たり 1,330円
		入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,330円	
			上記以外の場合	1時間当たり 2,680円	
	アマチュアス ポーツ以外の 用途に使用す る場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 3,910円	
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 7,830円	

	上記以外の場合	児童等が使用する場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 60円
		生徒等が使用する場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 110円
		上記以外の場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までそれぞれ1人1回当たり 230円

2 設備

区分	使用の単位	使用料の額	
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
合宿所	1人1泊につき	児童生徒等が使用する場合	370円
		上記以外の場合	500円
会議室	1時間につき	280円	730円
ステージ	1時間につき	390円	730円
温水シャワー	1人1回につき	170円	320円
放送設備	1時間につき	460円	1,240円
電光表示板	1組1時間につき	770円	2,050円
ピアノ	1時間につき	280円	980円

3 電気消費及び暖房使用に係る加算額

区分		使用の単位	加算額	
電気	山形県体育館	全館灯(小競技場及び会議室以外の部分の全灯使用をいう。)	1時間につき 4,260円	
		主競技場	全灯使用	1時間につき 2,550円
			4分の1灯を超え 2分の1灯以下使用	1時間につき 1,270円
			4分の1灯以下使用	1時間につき 630円
			換気	1時間につき 1,590円
		ステージ	1時間につき 630円	
	小競技場	1時間につき 160円		
	山形県武道館	柔道場	1時間につき 100円	

	剣道場	1時間につき	100円
	会議室	1時間につき	40円
暖房	山形県体育館主競技場	1時間につき	10,130円
	合宿所	1人1泊につき	250円
	会議室	1時間につき	440円

備考

- 1 この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 2 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 4 この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。
- 5 この表により使用料の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 6 施設等の使用に当たり電気を消費し、又は暖房を使用する場合は、第1項又は第2項の表に掲げる額に第3項の表に掲げる額を加算した額とする。
- 7 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、第2項の表に掲げる額に300円を加算した額とする。